

令和6年度 第2回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和6年12月18日（水）午前9時30分から11時まで
開催場所	白井市役所東庁舎1階会議室101
出席者	吉井会長、岡澤副会長、稲葉委員、竹内委員、増子委員、大嶋委員、折原委員
欠席者	なし
事務局	今井市民経済環境部長、鈴木市民活動支援課長、渡邊主任主事、中村主事補
傍聴者	1名
議題	（1）令和5年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（資料1・2） （2）総合的評価における担当課ヒアリング（資料3） （3）市民参加条例の見直しについて（資料4） （4）その他
資料	①資料0 第2回次第 ②資料1 評価シート ③資料2 評価チェック表 ④資料3 担当課ヒアリング質問事項① ⑤資料4 市民参加条例の見直しについて

（会議内容）

●1 開会

●2 会長あいさつ

●3 議題

議題（1）令和5年度市民参加の実施状況に対する総合的評価

○●●委員 ありがとうございます。

それでは、今も御説明ございましたように、今回は1事業ということに関する評価等とのことで、時間も限られておりますので、ポイントをある程度絞ってやらせてもらえればと思います。基本的には、今回の議論について、より強調したいこと、皆さんそれぞれにコメントされていますけれども、具体的によかった点と悪かった点、あるいは、ここであえて付け加えて申し上げたいというところになります。その場合、次の議題（2）にかぶることもあるとは思いますが、少し話が長引かない見込みであれば、それもおっしゃっていただいて結構でございます。よろしくお願いします。

それでは、始めます。一応、名簿順ということでお願いしたいと思います。●●委員さんから、お願いします。

○●●委員 ありがとうございます。

今回の計画なのですが、市民評価を三つ準備したりとか、しっかりアンケートの結果も議論されていたので、おおむねよかったのではないかと考えて見ておりました。

ただ、質問を先ほど確認したときに、ちょっと漏れがあったと思うのですが、パブリックコメントの閲覧数が0件だったのですが、これは間違いですか。

○事務局 担当課に私のほうから確認させていただいたところ、何点か、●●委員さんから

も、点数が違うのではないかという指摘を頂いて、担当課に確認したところ、やはり誤りだったということで、この後、評価点を集計する議題（２）のところで、担当課からある予定です。パブリックコメントは０件ではなくて、閲覧数があったということは聞いております。

○●●委員 ありがとうございます。そうですね。パブリックコメントは、１件は入るのではないかと思ったので、よかったです。

かなりパブリックコメント０件のところは気になったところではあったのですが、それ以外に関しては、公募市民の方もしっかり集められていましたし、あとは、アンケートが行われていまして、市民の意見の吸い上げなんかも行われていたもので、よかったのではないかと思います。私、一番点数が高いのですけれども、やはりこの評価シートですと、このようなことになるので、さらに点数を上げていくためにどうするのかというところを、どこここに組み込んでいくのかというところが今後の課題なのかなと思いました。

以上です。

○●●委員 ありがとうございます。

続いては、●●委員、お願いしたいと思います。

○●●委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

複数の市民参加の手法を取り入れていた点は、私もいいと思いました。

ただ、まず審議会の学識経験者の方がどのような経緯で採用されたのかということについて、ホームページなどでも、氏名、専門分野などを公表していなかった、私が探す範囲では見つけれなかったもので、どのような方がこの審議に携わったのかということは公開したほうがいいのではと感じました。

それから、パブリックコメントに関しては、意見募集時に、広報資料にQRコードが掲載されている点はよかったと思います。資料にアクセスしやすく、いいと思いました。

気になった点としては、この後、議題２でも述べさせていただこうとは思っているのですけれども、「パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内」という文言が、頂いた調書にあったと思うのですけれども、それがどのような資料なのか、計画の概要版に該当する資料がもし公開されていたのであれば、それもよかった点ではないかと思います。

課題として感じたのは、アンケートの周知に係る方法が、私が見つけた範囲では確認できなかったという点が若干気になっております。アンケートの周知方法として、事前周知「広報しろい」というふうに記載されていたのですが、実際に「広報しろい」の令和５年１月１日号、１月１５日号、令和６年２月１日号と２月１５日号のアーカイブを確認しましたが、アンケートの周知に係る記事を見つけれなかったもので、どのように市民の方にアンケートの実施目的が説明されたのかということについて、少し課題なのではないかと感じました。

私からは以上です。ありがとうございます。

○●●委員 ありがとうございます。

それでは、３番目は私になります。私は、基本的にはおおむね妥当であった、全体的にですね、ということで評価いたしたいと。

ただ、一つだけなのですけれども、周知関連ですね。市民の方々への周知関連が、全体的にもうちょっと深めてもよかったと、私はそういう形で書かせていただきました。何に対してというよりも、全般的な意味です。駄目なわけではないのですけれども、もう一つ深めて

いったら、ちょっとよくなったかなと。そういう感じで、私はそれについては印象を持ちました。

以上になります。

それでは、●●委員、お願いいたします。

○●●委員 一つ確認なのですが、パブリックコメントは、回答は0ですか。

○事務局 回答は0です。

○●●委員 各条例基準に関しては、おおむね私は基準を満たしており良好と判断していますが、委員構成、審議会の構成を見ると、学識経験者と介護サービス業者で3分の2を占めていること、あと、3年間で6回の開催で結果が出たことがありまして、結果ありきの審議会ではなかったのかなと、ちょっと疑問を感じました。

よかった点に、「パブリックコメントの実施により、広く様々な視点から意見を伺った」とありますけれども、募集期間や事前周知、募集場所もおおむね適切であったと、また自己評価もしていますけれども、結果として、今、確認しましたけれども、パブリックコメント0であり、市民からの意見を十分に反映されたかどうかは、ちょっと疑問が残るような結果になっています。

あと、審議会の設置について、水準のところで、私だけ非常に辛い「3」という基準にしてしまいましたけれども、市民感覚を大切にする審議会に関しては、公募委員が5名で全体の割合は33%であり、50%に達していないこと、委員数を増やすか、学識経験者や介護サービス業者の人数を減らし、一般市民の意見も大事にしたほうがよいのではないかと感じました。

それと、確認なのですが、質問には書かなかったのですが、会議の令和5年の2回目と3回目なのですが、委員は15名ですかね、全体で。そうすると、出席委員14名で、80%になっているのですが、これは間違いですか。

○●●委員 先ほど申し上げたとおり、資料の誤りですので、ヒアリングのところで担当課から修正の報告があります。すみません。

○●●委員 第1回も、そうですね。15名中15名とありますけれども、100で、それもそうですね。

○●●委員 はい。

○●●委員 ありがとうございました。

それでは次に、●●委員。

○●●委員 私も、本計画内容につきましては、全体として条例にのっとり、適切な活動がなされているというふうに考えて、妥当というふうに判断します。

一方、この高齢者福祉計画とか、白井市の介護保険事業計画というテーマを考えて、このアンケートの回収率、これはさすが、6割、7割、8割ぐらいの方の回答というのは割と高いというふうに思っていて、皆様からのアンケートの回収率の高さということを考えても、恐らく市民の方々の関心度は高いテーマであると考えており、したがって、この活動自体が妥当かどうかということについては、まず問題ないと思うのですが、さらに、よりこの先といいますかね、もう一歩先のことを考えると、結局、関心度の高いテーマであるということですので、さらに何か取組を深めて、市民の関心度を高めたりとか、意識を高揚する機会としてもよかったのではないかと思います。

ただ、すみません、これは条例とかにのっとってはいるので、それプラスアルファというか、その先の話になると思っていますが、そういう意見を持ちました。

以上でございます。

○●●委員 ありがとうございます。

●●委員、いかがでしょうか。

○●●委員 私は、この事業について、もうちょっとというところは、今、●●委員さんからもありましたように、アンケートの回収率が比較的高く、その回収率向上のために工夫をされていたというような部分については、評価ができるのではないかと考えております。

ただ、改善点といいますか、会議録とかアンケートの公表までの期間が空いており、情報の提供の在り方にももう少し工夫があればよかったと思います。これについては、担当課さんの改善点というところで、そのような御意見があるようではありますけれども、特にパブリックコメントの意見〇、これは結果を予測していたような文言もあったように見受けまので、その他の方法の検討というものをしてもよかったのではないかというふうに思います。

また、審議会委員の委員構成について、質疑応答で、無作為抽出のところではいろいろ選ばれたというような経緯を拝見いたしましたが、介護保険料の策定にも関わってくるところだと思いますので、この白井市の介護保険制度を支えているという意味での第2号保険者の委員に広く入っていただけるような工夫というのがあればよかったのではないかなというふうに思っています。

それと、私、パブリックコメントの意見を求めるところで、概要版というのが頂いた資料の中にはつくっていなかったと、チェックボックスにチェックが入っていませんでしたのでなかったというふうに理解して、そういったものがあればいいのではないかという意見を出させていただいたのですが、実際に質問書のほうを見ると、概要版の作成があったというような表記がございまして、幾つか事前に頂いた事業の進捗状況の資料と、質問に対しての担当課さんからの御意見のところで、訂正箇所というのが随分散見されるというふうに、今回、これを見せていただいて感じたところであります。

私、いわゆる総合評価17点ということで、一番低い点数をつけさせていただきました。

これが第9期の計画策定ということで、もうほぼ8回やってきているわけでございます。

その中で、恐らく市民参加というような部分については、これまでもいろいろ課題というものを感じていらしたのではないかなと思う中で、そういう意味では、回数を重ねることの改善、工夫というものがいま一つだったのではないかなというところから、この点数をつけさせていただきました。

以上でございます。

○●●委員 ありがとうございます。

それでは、ただいま委員の皆様からの御発言で、いろいろな御意見を頂きました。これらの御意見、今、お話しいただいたことを踏まえて、この件に関して、全体で議論をカバーしていただこうと思いますけれども。そういう意味で、この件に関して、この内容に関してですけれども、追加の御発言とか、各委員からあれば頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。

●●委員さん、どうぞ。

○●●委員 この事業のみの評価というところでの評価の基準みたいなところで少し教え

ていただきたいところがあるのですが、審議会のいわゆる会議録の公開に関する期間というのが、たしか、おおむね1か月以内に公開というのを以前お聞きした記憶がありますし、望ましい水準のところにもこのような記述があったのですけれども、今回頂いた事業の審議会の公開というところでは、1か月以内、2か月以内、半年以内という三つのチェックボックスがあって、その中で、今回の事業としては、2か月以内にチェックがされているのですが、この辺の望ましい水準、そのほかの選択肢というのが書かれている。この理由が分からないというか、どういう評価の基準を考えていらっしゃるのかということについて、お聞かせいただけたらと思っております。

○●●委員 その件は、事務局、いかがですかね。ヒアリングの中にそのテーマは入っていませんよね。あるいは、今、事務局でお話はなかなか難しいですね。

○事務局 条例の中で公開の期間とかは入れていなくて、水準のほうでは1か月以内が望ましいということで、そこら辺の基準が明確に今はないところですが、ただ、職員の研修とかでは、やむを得ない理由がなければ1か月以内に公開することということで研修はしているところですよ。

○●●委員 この件に関しては、条例見直しのほうで一回、もう一度取り上げますかね。

○事務局 特段、条例の見直しの中で、条例の文言を変えとかいうことは今のところは検討していないのですが、逐条解説であったりとか、ガイドラインで、より充実させていくような方向であって、必要であれば、条例の見直しの検討をしてもいいのではないかと考えています。

○●●委員 そうすると、取りあえずは今、●●委員がお話しされたことについては、今回のテーマ直接ではないということになりますよね。

○事務局 この後の議題（3）で、より必要だと判断されれば、具体的にどの文言を変えるとか、議論いただければと思います。重要度によって、条例を変えるのか、逐条解説を変えるのか、ガイドラインに加筆するのか意見をいただきたいです。

○●●委員 ありがとうございます。

●●委員。

○●●委員 今の関連で、特にここについて、そんなにこだわりはないのですが、ただ、私も頂いた資料で評価をさせていただくというところから、なかなか伺っているようなこと、あるいは水準や基準に出ていることから外れた場合の評価をどのようにするのかというところを、より、非常に迷ってしまうのです。そういう意味で、整理できるところがあれば、そうしていただけると、より評価がしやすいのではないかと考えて、質問を含めて、今、お話をさせていただきました。

○●●委員 どうですか。

○事務局 ありがとうございます。先ほど委員さんから言われたとおり、昨年度からもありましたけれども、評価に迷うものがありますので、今回はその条例の見直しに併せて、評価シートとチェック表、丸バツをつけていただいたものの見直しも進めていく予定ですので、委員さんの考えに合ったような点数がつくような形でできればと考えております。その調査票等の修正に関しても、逐次意見を頂きながら進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○●●委員 ありがとうございます。今の件は、一応検討していただいて、議論の中で、こ

ういう議論があったということを残すということで、よろしくお願いします。

●●委員。失礼しました。

あと、●●委員、お願いいたします。

○●●委員 ちょっと言い忘れたというか、もしかしたら私の勘違いかもしれないのですが、今回、よかった点は、かなり自己評価されていたこと。そこをよかったのではないと思ってはいるのです。というのも、自分たちでまず評価をして、それがよかったのかどうかというところを振り返るところで、外から言われるよりもすごく大事だと思ったので、今回、それをしっかりやられていたのは、すばらしかったのではないかと思います。

○●●委員 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

●●委員さん、どうぞ。

○●●委員 アンケートについてなのですが、非常に回収率がよかったということなので、一つ、ちょっと気になったのは、介護人材の実態調査で、市内の全介護サービス事業者に対して、一部市外を含むに対してやったアンケート結果が67.5%。これ、市内の介護サービス事業者というのは、何か市から認定を受けているのですか。もしも何か市とのやり取りがあるようだったら、非常に回収率が悪い。この部分だけ取ると、事業者ですので、何か意識が薄いと感じました。

それと、アンケート結果の公表です。2月22日まで実施していたにもかかわらず、10月に公表していると。あまりにも公表期間まで長すぎるのではないのかなというようなことを感じました。

以上です。

○●●委員 ありがとうございます。どうぞ。

○事務局 介護保険の事業者に関しましては、地域密着型という、割と小規模な事業所に対しては市が指定して、大規模な事業者は県が指定するというような形ですが、日頃、運営の状況なども密に連絡を取り合っているので、非常にお互いに連携しやすい体制は取れているとは思いますが。その中で、回収率がこのようになったということに関しては、回収のときに、そこを働きかけていただいてもいいかもしれません。

○●●委員 分かりました。ありがとうございます。

○●●委員 ありがとうございます。

あと、いかがですか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、今、出そろいましたので、どうしますか。このまま行ってしまいませんか。

○事務局 ここは書かせていただいたので、まとめというような形で、一旦。

○●●委員 一旦、それで。承知しました。では、まとめていただいて。

○事務局 よかった点と申しましては、市民の意見の吸い上げに対して、複数の手法で意見の吸い上げを行っていたということ、二つ目に、自己評価をしていたという点を頂いていたので、自己評価をしていた点はよかったということと、パブコメのときにQRコードを使っていたのがよかったということと、アンケートの回収率が高かったという御意見が多かったということで、挙げさせていただきました。

改善点のほうにつきましては、こちら二つ同じになってしまっていると思うのですが、周知方法をもう少し積極的に改善してほしいという御意見がありましたので、全体的

にということも含めて改善するよということ。続きまして、公募委員が50%だったので、こちらを増やしたほうがいいという御意見があったと思います。続きまして、学識経験者の方の肩書の公開をしたほうがいいのではないかというお話があったと思うのですけれども、こちらを書かせていただきました。続きまして、こちらは2票入っているのですけれども、会議録とアンケートの公表等が遅くなってしまっていたという御意見がございました。続きまして、委員構成のところに第2号保険者に入ってもらいたいという御意見がありました。あと、概要版をつくってほしいというような意見がございました。最後に、介護事業者アンケートなのでも、事業者なのに65%しか回答がないのは、回収率が低いのではないかということでもまとめさせていただきましたけれども、ほか、何か追加で入れたほうがよろしいものがありましたら。

○●●委員 どうぞ、●●委員。

○●●委員 改善点のところで2点お話をさせていただきたいのですが、一つは、委員構成で第2号保険者に入ってもらいたいというところでございますが、私が第2号保険者の年齢の方を委員にということをお願いしたのですが、実際に見てみますと、無作為抽出で50歳代とか、委員が入っていただいているのです。それは、ヒアリングの質問の回答で状況が分かった話ではあるのですが、実際に、無作為抽出で40歳代あたりがいなかったことから、50歳代が入ったのかなというふうに推察するのですけれども。ですから、実際には第2号保険者は入ってはいるのです。委員構成の年齢のところで、比較的若い人に入っただけるとよかったというような思いで申し上げました。すみません、私も明確にそこを話さなかったのが分かりにくかったと思いますが、実際には第2号保険者は入っていますので、若手の方というような思いで申し上げた意見でございます。

○●●委員 という感じでよろしいですか。

○●●委員 もう一点の概要版のところでございますが、ここは概要版がないというふうに頂いた評価状況に書かれていたので、概要版があればいいなと思って申し上げたことではあります。ここも、頂いたヒアリングの回答用紙を見ますと、実際には概要版があったと書かれていたのです。なので、そこについては、どちらが正しいのか分からないのですけれども、概要版があるといいとは思いましたけれども、事実関係がどうなのかというところがちょっと分からないということかと思えます。

以上でございます。

○●●委員 ありがとうございます。私は、概要版についてはコメントしまして、あったほうがいいということは、出していただければいいのではないかと。概要版そのものについては、こだわりないと思います。

議題(1)のほうで、「令和5年度市民参加の実施状況に対する総合的評価」ということで、意見の中から出していただいたものに対する一つのコメントを出してまして、それを事務局が書いて、まとめていただきました。●●委員。

○●●委員 私は両親がまだ健在なので、この高齢者の問題には非常に、白井市はどうかというところで効果を見せていただいたところ、かなりの多くの高齢者の方にこの話が行き届いていると思うのですけれども、まだまだ広報の仕方に、どうしてもコミュニティーに入っていない高齢者の方がいっぱいいると思うので、その話が届くようにしたほうがいいというところは感じました。そんな感じで、水準どおりの感じだと思っております。

○●●委員 広報、周知も含めて。

○●●委員 そうですね。夫婦そろっていれば、外にも出る機会があるのでしょうかけれども、片方しかいない方とかは、外に出なかったりするし、公民館にも行く用がなかったりすれば、近所の方も少なくなっていると、話が伝わらないというのは感じているところがありますので。

○●●委員 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。大丈夫ですか。分かりました。ありがとうございます。

それでは、取りあえず、よかった面、改善点ということでお話しいただいて、あとは、特に今ないですか。

あと、事務局のほうからございますか。

○事務局 たくさん意見を出していただいて、ありがとうございます。基本的には、今日出していたいただいたものと、あと、この調査票を基に、昨年度と同じ流れですけれども、答申の中に入る表の材料といいますか、基になるので、これを基に説明させていただければと思います。

冒頭で説明したとおり、●●委員は評価シートは出していただいたので、事務局から読み上げさせていただくと、望ましい水準は満たしていないところはあるが、条例の基準は満たしているということで頂いていて、各手法のコメントに関しては、今日、皆様から出たとおり、概要版なしということで、結果公表に不満ありということで、事前周知と結果の公表の部分が少し積極性に欠けるということで頂いています。

以上です。

○●●委員 ありがとうございます。

議題（２）総合的評価における担当課ヒアリング

○高齢者福祉課 高齢者福祉課の●●と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただくのですが、大変申し訳ないのですが、その前に資料のほうで訂正箇所がございまして、市民参加の実施状況調査票のページでいいますと８ページになるかと思うのですが、市民参加実施状況評価調書の「審議会」の中の７番の会議の詳細というところなのですが、そちらのほうの下から３段目の令和５年度の第１回目の会議詳細のところの出席率のところ、８６．７％と書いてありますが、正しくは１００％になります。それから、２回目の会議詳細のほうも、同じく出席率のところ、８０％と書いてありますが、正しくは９３．３％になります。それから、一番下の第３回の会議のところも、正しくは１００％になりまして、出席委員のところも１４人と書いてありますが、１５人が正しい数字になります。申し訳ありません。訂正させていただきます。

もう一つございまして、次のページのパブリックコメントの２番のパブリックコメントの周知のところの２－４のホームページのアクセス件数というところですが、こちらが「なし」というふうにチェックしてあるのですが、正しくは、アクセスはあったのですが、そのアクセス件数が確認できなかったため「なし」としてございまして、実際、アクセスはございました。件数が分からないので「なし」というところにつけてしまったのですが、すみません、そこを訂正させていただきます。

それでは、第９期の白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定について、御説明させていただきます。

本計画は、老人福祉法第20条8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したものになっておりまして、計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間になります。高齢者福祉計画のほうは、当市の高齢者の心身の健康保持のための事業や健康づくりのための活動の支援体制について確保する計画として策定したものです。介護保険事業計画については、介護保険法第117条の基づき、要支援、要介護認定者などが、心身の状況に応じた介護保険サービスを事業者や施設から適切に受けられるように確保する計画として策定したことになります。

計画の策定に当たりましては、国から策定の指針が示されまして、指針に沿って策定することになっておりまして、そこへ市の独自の施策を追加して計画を完成させたところになります。策定に関しましては、アンケート調査の実施に努めることとされておりまして、本市においては、3種類のアンケート調査を行っております。

なお、アンケート調査の調査項目につきましては、国から統一的な設問が示されておりますので、国からの必須の設問に、市独自で設問を追加しまして、アンケート案を作成しまして、15名の介護保険運営協議会の委員さんに御意見を頂きまして、アンケートの内容、調査項目を決めております。市民向けのアンケートが2種類、それから介護事業者向けのアンケートが1種類、合計3種類のアンケート調査を実施しています。

この後、国の指針とアンケート調査結果を踏まえまして、また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、2025年と、介護ニーズが高まる85歳以上の人口が最大となります令和22年、西暦でいいますと2040年を見据えまして計画案を策定し、介護保険運営協議会で御意見を頂きながら計画案を調整しまして、その計画案により、パブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントにつきましては、21日間、白井駅前センターをはじめ、市内8か所の各センターと、図書館や情報公開コーナー、あと、高齢者福祉課の窓口、それからホームページのほうで募集しまして、特に御意見がなかったため、その旨を審議会委員の皆様へ御報告いたしまして、計画を完成させたところです。

以上で、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○●●委員 ありがとうございました。

今、御説明を頂きましたので、各委員さんのほうから、今回、ヒアリングというのは担当課さんのほうから渡していただいた調査票で読み取れない部分についての質問、あとはもう一つ、質問事項への御回答で不明な点を追加確認したい点のみでやる、そういう形で、各委員さんから御質問があれば、追加でもいいのですけれども、頂ければと思いますが、いかがでしょうか。名簿順とかいうことはありませんので、上げていただければ。

●●委員、どうぞ。

○●●委員 先ほどのアンケートの調査なのですけれども、介護人材実態調査で行われた事業者に対しての調査なのですけれども、まず、ここで77件発送して、一部市外を含むになっているのですけれども、市内と市外の割合を教えてくださいなのですけれども、何件と何件か。

○高齢者福祉課 高齢者福祉課の●●と申します。よろしくお願いいたします。

全部で73事業者に実施したのですけれども。

○●●委員 73。発送が77件になっているのですが。

○**高齢者福祉課** 大変申し訳ありません。回答でも少し書かせていただいたのですが、委員はホームページで見ていただいたと思うのですが。

○●●**委員** 頂いた資料。

○**事務局** 質問は、資料4の⑩のところで、●●委員さんが指摘いただいて、ここの回答部分で正しい数値を記載しています。

○**事務局** 73事業者のうち1事業者が市外になっておりまして、72事業者が市内の事業者ということになります。

○●●**委員** それで、質問なのですが、市内の事業者に対しては、市との関係、例えば認可を市が出しているとか、何か補助をされているとか、どういう関係の形態なのでしょう。それによっては、非常に市と連携を取っているはずなのに、回答率が低すぎるのではないかと思ったものですから、教えていただきたいと思います。

○**高齢者福祉課** 市外の事業者というのが、ちょうど白井と船橋市の境目にある北総白井病院になっておりまして、市内の方も使われる方が多いので、市内の事業者さんと同じ位置づけで、同じ事業者の質問をさせていただいたところですよ。

あと、低い理由ですが五つぐらいの各サービス、訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービスの事業者さんに、それぞれアンケートを出しているのですが、それが大体74%ぐらい、平均的に回答が取れていたもので、何度かアンケートを出してくださいという電話をして得られた回答率でよしとしてしまったところですよ。

○●●**委員** 質問の一つは、市との関係ですね。市が何か認可を与えているのか、市が何か補助しているのか。市との連携が密にされていたとしたら、回答率が低いのではないかなと思ったので、市がこの事業者に対して、日頃どういうバックアップをされているのか、教えていただきたいと思います。

○**高齢者福祉課** 事業者の認可についてなのですが、市のほうで認可を下ろしている事業者と、通所系のサービスなどは県のほうで認可を下ろしている事業者があります。

ただ、市内にある事業者なので、どこが下ろしているかは別として、日頃から介護サービスを使われる住民の皆様は、その事業者を使われているので、その状態をこちらのほうでは知って、何が不足しているのか、例えば、もっとこんなサービスが欲しいとか、不足しているものとか、こんなことをして欲しいというのを伺うことで、より使いやすい状況をつくれるよう連携をしているところですよ。

○●●**委員** ということは、結論として、市か県の認可は受けているということですよ。

○**高齢者福祉課** はい。そのようになります。

○●●**委員** そうしたら、なおさら、認可を受けているにもかかわらず、市からこんなのはどうでしょうかというアンケートがあったときというのは、私は答えるのが当たり前であるような気がしたので、もうちょっと強く出ても。やはり私たちも、もう高齢化、私も高齢化していますけれども、高齢化社会に対して、どんなサービスが必要とか、困っていること、困っていないこと等あると思うので、非常に意識の低い事業者があるということが今の答えで分かりました。ありがとうございました。

○●●**委員** ありがとうございました。

今の追加なのですが、この資料のアンケートの回答率とかいうのはありますか。今おっしゃったように、例えば7割を切っている、少ないのではないのという。

○**高齢者福祉課** 実は、私も少し少ないのではないのかと思って、何度か調べたりもしたのですけれども、一般的なアンケートの調査では、こういう文書でのやり取りの場合、50%ぐらいの回答だということを見たことと、だからといって70%でいいのかというのでもあるのですけれども、他市の状況なども調べたのですけれども、50%とか30%とかいうところもありますし、もちろん同じく、3種類やっているうちのニーズ調査は7割というので、他市に比べると、比較的白井市は皆さん回答していただいているところです。ご指摘のあった事業所アンケートについては、事務職も少なかったりしているので、もう少し電話で聞き取って、こちらで回答を書くとか、そういうふうにすればよかったというのは、今、反省しているところです。

○●●**委員** 本筋ではないけれども、何で回答してくれないのですかね。聞いたこともないでしょうけれども、聞いてみたいですよ、市民の立場として。それをまた市政に生かすということが当然あるわけです。いわゆるフィードバックですね。これは今回に限らないのですけれども、一般論として、そういう市の事業を遂行していただいている各事業者さんとしては、あちら様からの一つ御意見もあるでしょうし、そういうものが欲しいですよ。これは別に、こちらの課だけの問題ではないですけれども。

白井市は、先ほど●●委員さんがおっしゃられましたけれども、督促なり何なりしていただくのも一つの、今後に生かすという意味では、非常にだと思うので、もし、支障のない限り、そういうものの手法がいいと個人的には思います。

○●●**委員** 別段、やることをやっていないとか、そういうことを言っているわけではないですから、みんな。そういうものではないので、より一層という、そういう意味で、よろしくお願いいたします。

○●●**委員** あと、いいですか。

●●**委員さん**、どうぞ。

○●●**委員** 審議会の委員構成のことについて、私から判断経緯に関して、それでお答えとして、回答として、条例に規定のとおり、学識経験者5名、サービス事業従事者5名、市民5名と答えていただいて、その下のところに、学識経験者については、関係機関から適任者を推薦という言葉が書いてあるのですけれども、この場合、関係機関とは、具体的にどういふところが関係機関なのか教えてください。

○●●**委員** お願いします。

○**高齢者福祉課** 関係機関につきましては、医師会、歯科医師会、それから薬剤師会、あと、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の5機関になります。

○●●**委員** ありがとうございます。

あと、確認いかがですか。

●●**委員さん**、お願いします。

○●●**委員** 一つ確認でございます。御回答いただきました質問の回答の2枚目のパブリックコメントに関する質問というところの⑦のところでございますが、御用意していただいた資料に「計画」と「概要版」という記載がございます。私も、事前に頂いた実施状況調査評価調書のこの丸のところのチェックボックスをいろいろ見ながら評価させていただいているのですが、その中で、提供する資料というところでは、概要版にチェックがされていなかったのです。それによって、概要版があるとよかったというような評価を何人かからさせ

ていただいているのですが、これはどちらが正しいのでしょうか。

○高齢者福祉課 大変申し訳ございません。概要版だったので、一番初めの調査票で書き漏れてしまいました。概要版もつけて各センターには置かせていただいていたところでした、大変申し訳ありませんでした。

○●●委員 それはよかったですね。

何かあったら。

●●委員、どうぞ。

○●●委員 今の質問に追加で教えていただいてもよろしいですか。

○●●委員 お願いいたします。

○●●委員 ありがとうございます。パブリックコメントに当たって、概要版の資料を公表されていたということだったのですが、どのような形で公表されていますか。結構、探してみたのですが、私は見つけられなくて、概要版がどのような形で公表されていたのかということと、あともう一点、手元に頂いた回答がないので、既に御回答いただいていたら申し訳ないのですが、パブリックコメントの実施で、最後の審議会の後にパブリックコメントを募集されていたのですが、もし市民の皆様から計画に影響するようなパブリックコメントが寄せられた場合、どのように計画に反映される御予定だったのかということが教えていただきたいことの2点目と。3点目、これは別途手を挙げたいと思っていたことなのですが、審議会につきまして、市民の皆様の関心が高い介護の審議会だったにもかかわらず、傍聴者が全て0だったことについて、担当課の皆様がどのように分析されたのかという3点について、御教示いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○●●委員 ありがとうございました。いかがでしょうか。

○高齢者福祉課 初め、1番目の質問の概要版はどのようなものだったかというところを御回答させていただきたいと思います。概要版は、この本体の計画の中から数ページ抜粋し、細かい数値などを除いたものになっていて、全部で5ページぐらいにまとめたものになります。

○●●委員 ごめんなさい。一つ目の質問が、概要版は、どこにアクセスすれば閲覧できますかというのが教えていただきたかったことです。

○高齢者福祉課 申し訳ありません。高齢者福祉課の窓口ではお配りしてまして、今後、ホームページのほうにも載せるようにいたしますので、今回はおっしゃるとおり載せていなかったのですが、概要版についても、ホームページに載せさせていただきたいと思います。

○●●委員 ありがとうございます。

○高齢者福祉課 二つ目の御質問で、パブリックコメントは、実際は意見が出なかったのですが、最後の審議会でお示した案のとおり決定したのですが、もし、パブリックコメントで御意見が出た際は、それを基に改めて審議会を開催しまして、そこで御意見等を聞いた上で、策定に反映するような形で検討させていただく予定でございました。

○●●委員 分かりました。ありがとうございます。

○高齢者福祉課 それから、三つ目の御質問の傍聴者が0ということで、審議会を開催する前には十分周知した上で開いているのですが、傍聴者が少なかったというところで、周知のほうが少し足りなかった部分があったかと思っていますのでございます。

○●●委員 ありがとうございます。可能性として、皆さんが現行のものに満足されていて、

特に問題意識を感じていらっしゃらなかったら、わざわざ聞きに来ない可能性もありますし、開催時間も適切な時間に開催されていたので、どうして0人だったのかなという疑問で質問させていただきました。ありがとうございました。

○●●委員 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

●●委員、お願いいたします。

○●●委員 今回の件に関してなのですけれども、介護は皆さんすごくお忙しいというイメージがありまして、そういう中でアンケート等で意見を吸い上げているので、今回、審議会などの傍聴が少なかったというのは個人的にはちょっと残念だと思いました。そこを増やすというよりも、ちゃんと適切に意見を吸い上げて計画に反映していくということが結構重要だと思います。

すみません、コメントでした。

○●●委員 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

担当課さんから何かお話はございますか。

○高齢者福祉課 大丈夫です。

○●●委員 ありがとうございます。

事務局、大丈夫ですか。

○事務局 時間もありますので。

○●●委員 そうですね。分かりました。

ありがとうございました。それでは、本日のヒアリング内容を受けて、評価点数や評価項目の修正を受け付けた上で最終的な事業評価とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもってヒアリングを終了いたします。皆様方、お疲れさまでございました。ありがとうございました。また、よろしくお願いいたします。

議題（３）市民参加条例の見直しについて

それでは、議題の（３）に入ります。市民参加条例の見直しについてになりますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。ヒアリングでは、意見をたくさん頂きまして、ありがとうございます。

先ほど、●●委員からあったとおり、評価のコメントの修正だったり、点数の修正を、来年の1月の6日まで受け付けますので、メールであったり、あとは電話でも全然構いませんので、何か点数の修正等あれば頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題（３）ということで、市民参加条例の見直しの内容に入らせていただきます。

資料４を御覧いただければと思います。市民参加条例の見直しになりますが、今回、また表の形で出させていただきました。構成としては、太文字の部分が今回追加させていただいた部分です。それ以外については、恐縮ですが、前回の事務局案をそのまま転記させていただいています。

一番、表の左に番号が振られていますので、順番に読み上げさせていただきます。

(1)の部分のNo.1が、実施機関から執行機関へ対象範囲を拡大する、2条の部分で、こちらは前回から条例を改正するという事で案を出させていただきまして、前回の会議で皆さんから意見を頂きまして、最終的な案として、第2案として改正するというような方向で進めさせていただければと思います。下の括弧書きについては、当初の案ではなかったのですが、前回の会議で出た意見を基に追加させていただきました。また、後ほど説明させていただきます。

中段のNo.2です。市民参加の対象とする事業を明確にするということで、こちらは、当初行わないということで、今回についても改正はしないということで進めさせていただければと思います。

ただ、上記方針のとおり対応ということで、条例以外の逐条解説だったりとか、あと、ガイドラインに明記をするなどということで進めさせていただければと。前回ちょっと出た市民参加の対象として大規模な施設の改修等というものがあまして、そこを定量的に、例えば5億円とかで示せば分かりやすいのではないかとことはあったのですが、現状数字で示すとなると、施設の重要さというのが金額で全て決まるものではないのと、いろいろな要件を考えまして、ここについても、条例は改正しないという方向で、目安としてガイドライン等に記載するというのは、今後また検討はしていきたいなとは考えています。

次、No.3です。パブリックコメントの意見を集めるための工夫。こちら当初改正するというもので、今回も改正する方向で進めていければと思います。当初から変わったこととしては、期間を延ばすということに加えて、今、ガイドラインに意見書のフォーマットを追加すると記載してもらいましたが、今、意見書のフォーマットは特に職員に周知はしてなくて、ただ、昨年度の評価であったりとかで、意見書がよく書かれていたとかという評価があったので、その担当課からヒアリングをしまして、こういったフォーマットで意見書をやってみようというのを周知できればと考えています。

2ページ目です。1枚目の裏面を御覧いただきたいと思います。四つ目のこちらが25条に係るもので、大きく二つ内容がありまして、この市民参加推進会議における権能の強化というのと、②が市民参加推進会議における学識者の再任制限の撤廃ということで、提言を頂きました。前回、条例を改正するという事で、こちら案を出していただいていたのですが、下の太文字にあるとおり、①の会議の権能の強化については改正をしないような方向で、また案を出させていただきます。さっきの市民参加の対象と同様に、改正はしないけれども、ガイドライン等を充実させていくことで対応するという事で書かせていただきました。

②の会議の学識者の再任制限の撤廃ということで、前回は、学識者に限定せず、全員、市民公募も団体の方も回数制限を撤廃するというふうには出させていただいたのですが、いろいろな方に委員を経験していただきたいというような意見もありましたので、②は「改正する」の記載のとおり、ただし、識見を有する者、学識経験者を選任する場合等で、ほかに適当な者がいない場合は、この限りではないということで、学識経験者の方に関しては再任制限を撤廃するような方向で案を出させていただきました。

5番目です。審議会における公募委員の拡大、11条の部分です。こちらは、前回、行わないとしていたのですが、今回、改正するような方向で今、考えています。

ただ、当初、平成29年に頂いた提言の内容については改正しないような方向で、公募委員の拡大は条例改正しないけれども、ほかの先ほど申し上げた、後ほど説明するのですけれ

ども、無作為抽出の部分に関しては、若干11条の部分に係ってくるので、後ほど説明させていただきます。

6番目です。無作為抽出を活用した市民参加の機会拡充ということで、こちらが今回大きく変わったところで、行わないと前回していたのですが、今回、改正する方向で案を出させていただきました。後ほど説明させていただきます。

次のページ、最後です。No.7、SNS等を活用した積極的な情報発信、意見集約の部分は、今、条例の改正はしないということで、ただ、逐条解説だったり、職員向けガイドラインで積極的にLINEとかを、相互に情報共有するような情報発信というような形で進めていければと思います。

一つ下のNo.8で、市民参加を行った際に出た意見の公表方法。こちらについても、当初の改正するから変わらず、今回も改正する方向で進めていければと思います。こちらについては、結果公表について、現在、広報資料で伝えるということにしているのですが、現実的に不可能ということで、こちらを消すような形で進めていければと。

ただ、全くなくとするのは、デジタルにまだ精通していない方については情報が受け取れなくなってしまうので、一言、「結果についてはホームページに掲載しています。」というのを、QRコードと併せて載せて、ちゃんとデジタルで公開していることを載せるというような形で、全くなくとすることはないようにできればと考えております。

(3) 無作為抽出公募委員候補者登録制度に関連する対応方針案ということで、ここは、今回新たに案として出させていただきました。参考資料1を御覧いただきたいと思います。無作為抽出の登録制度ということで、この推進会議でも登録されている方が委員としてなっています。

少しめくっていただいて、3ページ目、登録制度。こちらが平成26年度に政策会議ということで、試行が決定しまして、本格運用が平成31年度に始まって、今も運用しているところです。現在、もうちょっと多くなっているのですが、123名の方が登録しまして、ほかの担当課で審議会の委員を募集する際に、審議公募枠、広報で公募するのと、この名簿の登録制度を併用するような形でお願いしているところです。この制度について、現在、条例では全く触れてはいないのですが、盛り込んでいこうというような形で案として出させていただきました。

読み上げさせていただくと、資料4に戻っていただいて、No.9です。参考資料2に今の条例をつけさせていただいたのですが、参考資料2の一番表側、参考資料2と書いてある面です。

第2条の1項については、市民や市民参加とは何ですかという、用語を説明している部分になります。ここに先ほど申し上げた無作為抽出のワード、資料4の右に記載のとおりですが、「無作為抽出公募委員候補者登録制度」というワードの説明を入れられればと考えています。内容としては、ワードの説明ということで、そもそもこの制度はこういうものだよというのを入れるような内容になります。「市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、審議会等の委員の候補者としてあらかじめ住民基本台帳から一定の条件の下、対象者を無作為に抽出し登録する制度をいう」。

ちょっと長いのですが、これを入れた上で、次の資料4のNo.10です。第11条の2項の中を加筆修正するということで、参考資料2の3ページ目の11条の部分です。現在、

読み上げさせていただくと、第2項の部分が、審議会の応募者の選考に当たっては、地域とか性別とか世代等に偏りないよう基準を設けた上で公表しているということです。要するに、基準を公表するし、もちろん募集に当たっても、それに準じて募集するということで、今回の無作為抽出に関しては、広報で募集して、例えば4人募集して、高齢者の男性2人、応募が来たとなった場合に、全体のバランスにもよりますけれども、女性で若い人に委員になっていただいたほうがバランスがいいということで、それを広報で何度か募集しても応募が来ない場合が想定されますので、名簿登録制度を活用して、名簿にある欲しい人に委員になっていただく。そういった制度になっていますので、今回、加筆修正ということで、内容としては、委員の選考については、無作為の現行登録制度により登録された市民と、広報とかの公募による市民を含めるものとするような内容を加えるという案で、今回出させていただきました。

今回の対応方針については、事務局からの説明は以上になるのですが、特に意見を頂きたいのが無作為抽出の部分です。ここにも内容が係ってくるのではないかとか、こういう内容は入れたほうがいいのかとかいうのがあれば、頂きたいと思います。

足早にはなりませんが、すみませんが、よろしくお願いします。

○●●委員 ありがとうございました。

今、御説明いただきましたけれども、各委員の皆様方、いかがでしょうか。御意見あるいは御質問等ございますでしょうか。

○●●委員 最後の10番目のところなのですが、これは、まだこちらには反映されていないということですか。

○事務局 していないです。

○●●委員 分かりました。ありがとうございます。

あまり関係ないことで気になってしまったのですが、今、●●委員にちょっと質問したいです。この11条の2のところ、地域、性別、世代等に偏りが生じないようにということなのですが、最近、SDGsとかLGBTとかで性別というところの考え方というのが、これから、もしかするといろいろ多様になってくるというところはありまして、無作為と関係なくて申し訳ないのですが、気になりました。

○事務局 多様性ということで、検討しなければとは思いますが。今後、ここも含めて考えていければと思います。ありがとうございます。

○●●委員 ありがとうございます。

どうぞ。

○事務局 削除するというよりは、表記をどのようにするか。例えば自認する性別というような書き方をするとか、そこら辺は、ほかの自治体の条例なども確認しながら検討したいと思います。ありがとうございます。

○●●委員 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

●●委員。

○●●委員 コメントにはなるのですが、9番のところ、無作為抽出公募委員候補者登録制度を追加するという点に関しては、とてもいい方向だと思っていて、制度というか、こういうもので位置づけておくことによって、制度の改善を図りやすくなります。

無作為という言葉が条例の中に入るということがすごく革新的だと思いますので、大変いい方向だと思いました。

〇〇〇委員 ありがとうございました。

〇事務局 今回、紙での資料の配付が当日になってしまいまして、読み込む時間等がなくて大変恐縮で、この後、日程調整をさせていただくのですけれども、次回の会議までにちょっとお時間頂いて読み込んでいただいて、その上で、また何かあれば出していただいても構いません。

〇〇〇委員 一つだけよろしいでしょうか。不勉強で申し訳ないですけれども、市民2,000名に公募委員候補者名簿への登録について文書を発送しているということなのですが、これは平成27年度についても、令和5年度についても2,000名。深い意味はないのですけれども、2,000名という根拠は何かあるのですか。

〇事務局 申し訳ありません。今、明確な根拠がお伝えできないのですが、白井市全体の人口が今、6万3,000人ぐらいということで、恐らくそこから比率を出して、おおむね2,000人が適切ではないかという判断が当初あったのではないかと思います。もしよろしければ、次回までに確認しておこうと思います。

〇〇〇委員 こういうときの委員の発送というのは、基本的にはどうですか、成人ですか。未成年者は、対象にはならないということですか。考え方として。

〇事務局 成人が18に下げられる前から、18以上としていました。参考資料1の9ページに登録の申込者、現状の登録者の性別であったりとか、年齢で、18～29歳が19名ということで、令和5年度に名簿を更新しましたので、18、19の方が登録されています。条件が60歳代までで、たしか出ていた記憶があります。

〇〇〇委員 これは、表を見ると60歳が山になっているのですけれども、80でも以上ということになりますよね。

〇事務局 この表は60歳～となっているのですけれども、現状でいうと、80歳代の方はいなくて、発送した時点で69だけれども、今現在、70とか71の方はいらっしゃいます。そこが今の最高年齢にはなっていると思います。発送時点では、69歳の方までは無作為の対象としていたところです。

〇〇〇委員 こだわるようだけれども、それは何名。

〇事務局 先ほどもあったとおり、審議会の委員の年齢構成とか、バランスを取るため、様々な世代から意見を頂くために、この制度を本格運用しているのですけれども、やはりどうしても広報とかで募集すると、70、80歳代の男性が多くなってきて、上の年齢の方は普通に募集しても応募いただけるのですけれども、どうしても若い世代の方であったりとか、40、50、60歳代の方が少ないというところで、これを設けさせていただいているところです、上限については。

〇〇〇委員 これは、あくまでも無作為か。通常の例えば審議会での公募だったら、年齢制限はないですものね。そういうところに入っただけから、あと、ある意味では、ちょっと言葉遣いが間違っているのだけれども、薄い層に対してアピールするという、そういう意味合いもあるのですかね。

〇事務局 そうですね。

〇〇〇委員 普通の公募では、年齢制限とかはないですものね。そういう意味ですね。幅広

く、市民の各層、各年齢層を含めたところに幅広くこれを浸透させるためには、特に若い人が黙っていたら来ないから、そういう人も対象に入れておくという、そういう趣旨ですかね。高齢者は阻害しているわけではないのですね。ありがとうございました。

あと、皆さん、いかがでしょうか。

●●委員さん、どうぞ。

○●●委員 この参考資料1の下の制度の目的の一番最後のところに、審議会等の公募委員選任の際は一般公募に加え、本制度を各課で併用しているというふうに書いてありますけれども、将来的にも併用されるという。

○事務局 はい。例えば4名全体公募しているのであれば、2人、2人で出して、1対1でお願いしています。そこは、可能な限り活用していただくような形でお願いしています。高い割合で。

○●●委員 今、それで事務局さん、おっしゃった内容で、いろいろな世代のという話がありますけれども、今日の会議でも、平日の昼間の会議ですので、現実的に考えて、若い世代の人が、確かに選んで、話の中では参加してくれる方、あるいは委員になるという方がいらっしゃると思うのですが、なかなか現実的に難しいのかなと思いつつ、でも、そうは言っても、この取組は、すごく先生がおっしゃったように、とてもいいことだと思うので、進められたらいいと思うのですけれども、難しいと思いながらお聞きしていました。

○事務局 ありがとうございました。参考資料1の8ページ中ほどを見ていただければと思います。2,000人に送っている文書、申込書の内容になるのですけれども、まず、どの分野に興味があるかというので、つけていただきます。審議会・委員会に参加したいのか、それとも単発で開催される意見交換会だったり、ワークショップに出たいのか。どちらでもオーケーなのですけれども、その下、3に参加可能な時間帯とありまして、四つに分かれているのですが、平日日中、この時間帯だったり、平日夜間だったりというのはつけていただいているので、確かに、若い方で平日日中につけていただく方は少ないので、なかなか貴重なのですけれども、今後については、例えば2,000人に発送する際に、令和5年度に実施した際も、多少傾斜配分をして、若い方に少し多めに、女性の方に少し多めに発送しているのです。なので、それを、より傾斜配分を強くして、若い方に発送することによって、もしかしたら今よりも多く平日日中に参加できる若い方が来るのではないかとということで、そこは次回、現状のまま行くと2年後に、次、また名簿の入替えの時期なのですから、その際にできればと思います。ありがとうございます。

○●●委員 ありがとうございます。

○●●委員 ありがとうございました。

あと、いかがですか。

○事務局 今回、この無作為の制度を条例化するとすると、これまで本格運用を開始してから、先ほど資料にあったとおり、31年から本格運用を開始して、割と軌道には乗ってきているところなのですから、条例に盛るということで、今後も長く続けていくことになりますので、内容については、さらに長く続いていくということで、内容を充実させていければと考えています。

○●●委員 ありがとうございました。

それでは、特に、これ以上ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

--